

「中国簡牘研究の現状」シンポジウム私見

粂 山 明

一
本誌に掲載された三本の論考は、第二六回木簡学会研究集会における「中国簡牘研究の現状」と題するシンポジウムの基調報告に基づいて、各報告者が新たに書き下ろしたものである。

中国における出土簡牘をめぐる状況は、この二〇年間で大きく変容を遂げた。その最大の原因は、中国内地の古墓や古井から想像を絶する量と内容の簡牘が相次いで発掘されたことにある。辺境の軍事施設から出土した漢簡によって形作られてきた、これまでの中国簡牘に対する認識は、大幅な書き換えを迫られていると言つてよい。⁽¹⁾ こうした資料状況を学会全体の認識として共有し、新たな木簡学の構築に向けて課題を整理することが、今回のシンポジウムの目的であった。報告のテーマには、荊州地区出土戦国楚簡、江陵張家山漢簡、長沙走馬楼三国呉簡の三つを選んだ。その理由は第一に、日本において組織的な研究が進められているためであり、第二に、いず

れも地下水位の高い長江流域からの出土簡牘である点が、発掘状況や保存方法なども含めて、日本木簡の比較資料として適していると判断されたためである。⁽²⁾

当日は、それぞれの資料についての報告ののち、佐藤信氏の問題提起を承けてパネルディスカッションが開催された。そこで討論された話題は、次の六つに整理されよう。すなわち、①司法文書や書籍が墓に副葬されることの意味、②公文書が井戸状の遺構から出土することの意味、③走馬楼呉簡の吏民田家煎と徴税実務との関係、④簡牘の内容に基づく思想的編年観と歴史的事件を定点とする「考古学的」編年観との対立、⑤簡牘と紙の併用・使い分けの実態、⑥中国周辺地域における木簡文化の特徴、である。なお、⑥の話題に関しては、会場の平川南氏に依頼して、韓国で発掘された木簡の概要についてのコメントを請うた。

ここで強調したいのは、いずれの話題も、形態や記載形式、出土状況など、簡牘自体の資料学的側面に深く関わっていることである。中国出土の簡牘についてこのような視点から集中的に議論がなされ

た経験は、管見の限り思い当たらない。それは新たな資料の出現がもたらした現象であると同時に、木簡学会にして始めて可能な企画であったと言つてよい。

小文では以下、右の中から①と⑤の二つの話題を紹介し、あわせて若干の私見を述べる。討論の正確な再録と言うよりも、今後の研究に向けての私的な覚書といった内容になることを、あらかじめお断りして御寛恕を請いたい。

二

報告後のパネルディスカッションで注目を集めた話題の一つは、富谷至氏によって提唱された「副葬簡牘＝魔除け説」であろう。その内容は、本誌に掲載された論考に展開されている通り、副葬品としての書物や記録には鎮墓の役割が期待されていたというものである。富谷氏によれば、書物がそのような機能をもつのは、そこに体现されている「知」の尊厳性に、辟邪の力が備わっていると考えられたためであるという。

この見解は、「書物の類を副葬するのは死後の世界で用いるためだ」と説明してきた通説に、真正面から異議を唱えるものである。富谷氏の説に対しては、会場の出席者から、副葬品の有する意味を解釈するには、墓中における出土位置などを考慮することが不可欠

だとの意見も出された。同一棺内に副葬された簡牘が、内容によって出土位置を異にする例があることを思えば、この意見には一理ある。しかし反面、富谷氏の問題提起に触発されて振り返ってみると、これまでの通説であった「死後の世界での使用説」にも、反省すべき点があるように見える。死後の世界が現世そのままであるということ、換言すれば、現世における墓主の身分や職掌が来世においても継続すると考えること。こうした仮説が十分な検証を経ないまま、解釈の大前提として踏襲されて来たことは、やはり問題と言わざるを得ない。

その意味で注目すべきは、廣瀬薫雄氏の論文で紹介されている、葬送儀礼と関連した内容をもつ包山楚簡の例である。詳しくは同論文に譲るが、葬礼参加者から喪主への贈り物を記した竹牘の贈書（贈方）が楚墓に副葬されているという事実は、そこに記載された器物が実際には埋葬されていないという指摘とともに、看過できない意味をもつ。なぜならそれは、簡牘の副葬という行為が、死者の赴く来世ではなく、送り出す現世の側との関連で理解されるべきことを示唆しているからである。より一般化して言うならば、墓中から出土する簡牘類のもつ意味を葬送というコンテキストの中で解釈することの必要性、ということであろう。こうした視点は、贈書や遣策のみならず、副葬された書物や簿籍に対しても必要なのではあるまいか。従来の研究においては、簡牘副葬のもつ意味を解釈する

際、送られる死者と送る生者との関係や、埋葬の場で行なわれたはずの儀礼などに対して、相応の注意が払われて来なかった。『儀礼』のような恰好の文献資料が存在することを思えば、これはまことに奇妙な事態と言うべきであろう。中国古代の木簡が墓葬から出土した例を寡聞にして著者は知らないが、墓誌や買地券など副葬された文字資料全体に視野を広げれば、おそらくは同様の傾向が指摘できると思われる。簡牘副葬の意味という問題は、中国古代にとどまらず、比較史的な立場から検討さるべき課題でもある。

三

中国においては簡牘がいつ紙へと交代したのであろうか。簡牘をひとまず、冊書として用いられる「編綴簡」と一枚で機能する「単独簡」とに大別すると、日本古代の状況は、単独簡と紙とが併用される反面、編綴簡が存在しない点を特色とする。編綴簡の存在しない原因は、紙がその役割を担っていたためだと推定されるから、とするならば、編綴簡から紙への交代という現象は、日本列島に伝わる前に——おそらくは中国において——生じたものに違いない。その時期を特定することが可能であれば、日本木簡が中国のいずれの時代を受け継ぐものか、解明することができるのではないか。こうした期待は、シンポジウムの会場において、出席者から表明された

ところであつた。

しかしながら、富谷氏や關尾史郎氏が慎重に応答していたところによれば、中国における簡牘から紙への交代は、継起的・直線的に進行したわけではないようである。本誌所収の關尾論文が指摘する通り、走馬樓吳簡の出現が驚きをもって受け止められた理由の一つは、紙の普及から一世紀以上を経た後も簡牘が広範に用いられていた事実にあつた。むろんそこからただちに、簡牘の使用が当時、紙に優越していたという結論を引き出すことは早計であろう。紙という遺物の保存にとって、長沙の湿潤な環境が決定的に不利な条件となることは、容易に想像されるからである。しかし、その点を差し引いたとしても、三世紀前半の呉において簡牘が大量に使用されていた事実は、中国古代の簡牘使用の伝統がいかに強固であつたかを雄弁に物語るのではあるまいか。現在のところ紙と木簡とが伴出する唯一の遺跡となっている、新疆ウイグル自治区の樓蘭において、三世紀後半の木簡が少なからず発掘されているのは、辺境ゆえの特殊性ではないのであろう。そこでは紙と同一の遺構から、単独簡のみならず編綴簡もまた検出されているのである。

このような事実を勘案すれば、中国においては編綴簡・単独簡を問わず、簡牘と紙とが少なくとも三世紀末に至るまで併用されていたと考えるのが、実情に近いということになろう。そこからは、さらに二つの仮説が導き出される。第一は、書写材料としての紙が最

初に担った役割は、簡牘の代替物ではなかったという推定である。私見によれば、紙は帛書に代わる安価な書写材料（いわば「人絹」）として広まった。⁽⁴⁾ 楼蘭出土の故紙の内容が、それまで帛書の用いられていた分野、すなわち書籍と書信とにほぼ限定されていることは、こうした理解を裏付ける。紙と帛書が代替可能であることは、その形状から納得できるところであろう。

第二の仮説は、紙が普及したのちもなお、新たな形態と使用方法をもつ簡牘が考案されたというものである。關尾氏の論考に見える「吏民田家煎」と呼ばれる木簡は、「同」字を記した券書としての側面だけに注目すれば、その先例を居延漢簡に見出せる。⁽⁵⁾ しかし、木簡の記載形式や、何よりも五〇センチを超える大きさは、少なくとも現在まで知られている漢簡の中には類例がない。とするならば、この大型の木簡は、紙の普及と正しく並行する時期に、それとは別個の流れの中で考案されたと考えるのが妥当なのではあるまいか。

右の第二の推定は、シンポジウムで最終的な話題となった中国周辺地域における木簡文化の問題と、密接に関係すると思われる。本誌前号で館野和己氏が述べている通り、吐蕃支配期の中央アジアで使用されたチベット語木簡は、ほぼ同じ時代の日本木簡とともに、「大きくは中国に淵源する木簡文化の広がりの中での、時期・地域による特色・差異の現れとして」捉えることが可能であろう。⁽⁶⁾ 同様の指摘は、韓国各地で出土の相次ぐ木簡や、中央アジアのホータン

河流域で発掘された大型の木簡⁽⁷⁾などにも当てはまる。その特徴を互いに比較してみるならば、同じ木簡でありながら相違する点が存外に大きいことに気付くであろう。それは外ならぬ、館野氏の言う「時期・地域による特色・差異の現れ」、私見によれば、それぞれの地域において木簡が——紙との「棲み分け」を守りつつ——独自に発達を遂げた結果なのではあるまいか。このようにユーラシア東部全体を視野に収めた上で、中国との関係のみならず、それぞれの地域独自の発展や地域相互の交流などの側面を正當に評価していくことも、今後の木簡研究にとって重要な課題となるに違いない。

いささかバランスを欠いた所感となったが、以上をもってシンポジウムの総括に代えたい。

註

(1) 新たに出土する簡牘資料を読み解く上で、敦煌・居延漢簡に関する知識が不可欠であることは言うまでもない。しかし反面、關尾史郎氏が走馬楼呉簡について述べているように、新たな資料が戦国・秦漢時代の簡牘研究を「相対化させる可能性を秘めている」ことも確かであろう。本誌所収の關尾論文を参照のこと。

(2) なおシンポジウム当日は、第四の新出土簡牘として里耶秦簡の内容を画像とともに榎山が紹介したが、全体のごく一部分しか発表されていない状況で他の資料と同列に論ずることは控えるべきだと判断し、本誌に報告内容を掲載することは見合わせた。この資料に関する初步的な著者の見解は、近刊拙著の付章で述べた（中国古代訴訟制度の研究）京都大学学術出版会、二〇〇五年刊行予定。

(3) 例えば、湖北省雲夢県で発掘された龍崗六号秦墓では、秦律の断片を含む二九〇余枚の竹簡と墓主の雪冤を記した一枚の木牘とが、棺内の被葬者の足元と腰部という離れた位置に副葬されていた(中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』中華書局、二〇〇〇年)。このような副葬の位置の違いが、被葬者もしくは葬送参与者にとって当該簡牘のもつ意味の違いを反映している可能性も、否定できないと思われる。なお、この木牘の内容については、前掲拙著に短い考証を収めた。

(4) 紙が帛書の代替物であった可能性については、拙稿「魏晉樓蘭簡の形態——封検を中心として——」(富谷至編著『流沙出土の文字資料——樓蘭・尼雅文書を中心に——』京都大学学術出版会、二〇〇一年)において初歩的な見解を述べた。詳しくは現在、専論を準備中である。

(5) 「同」字の見える居延漢簡の簡番号と勞幹『居延漢簡図版之部』(中央研究院歴史語言研究所、一九五七年)の図版頁数のみ列挙しておく。

八九・二一(図二三三)、三二・一九(図二五四)、二八五・一四(図三七二)、三六・六(図三四)。

(6) 館野和己・武内紹人「中央アジア出土のチベット語木簡——その特徴と再利用——」『木簡研究』第二六号、二〇〇四年、二七九頁。

(7) オーレル・スタインが Mazâr-Tâgh や Balawaste から発掘した木簡で、その図版は'E. Chavannes, *Les documents chinois découverts par Aurel Stein dans les sables du Turkestan oriental*, Oxford, 1913, pl. XXXVII に収める。徴税に関わる割符と思われ、表面に数値を表す広狭の溝が切られている。